

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号） 1

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号） 4

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七 略</p> <p>（削る）</p> <p>十八 一 二六 略</p> <p>2 官庁營繕部は、前項第二十三号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二四 略</p> <p>二五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関する事</p> <p>一 二六 一 二九 略</p> <p>2 下水道部は、前項第二十六号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に関することに限る。）をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七 略</p> <p>（削る）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七 略</p> <p>十八 国土交通省所管の公益法人の監督に関する事</p> <p>一 九 一 二七 略</p> <p>2 官庁營繕部は、前項第二十四号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二四 略</p> <p>二五 一 二八 略</p> <p>2 下水道部は、前項第二十五号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に関することに限る。）をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七 略</p> <p>八 国土交通省所管の公益法人の監督に関する事</p>

八〇略

(公園緑地・景観課の所掌事務)

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八略

九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(第二十八條及び第三十條並びに第五章を除く。)の施行に関すること。

附則

(大臣官房の所掌事務の特例)

第一条の二 大臣官房は、第三條第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二條第二項に規定する特例民法法人(附則第五條の四において単に「特例民法法人」という。)の監督に関する事務をつかさどる。

(総合政策局の所掌事務についての読替え)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四條第二十号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(削る)

九〇略

(公園緑地・景観課の所掌事務)

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八略

(総合政策局の所掌事務についての読替え等)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四條第二十号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

2 総合政策局は、第四條各号に掲げる事務のほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)附則第十五

條に規定する管理業務が終了する日又は同條に規定する業務の実績に関する評価が終了する日のいずれか遅い日までの間、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の行う業務に関する事務をつかさどる。

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第五条の四 大臣官房総務課は、第二十五条各号に掲げる事務のほか、
、当分の間、国土交通省の所管に係る特例民法法人の監督に関する
事務をつかさどる。

(総合政策局環境政策課の所掌事務についての読替え)
第五条の五 略

(削る)

(総合政策局環境政策課の所掌事務についての読替え)
第五条の四 略

(総合政策局技術安全課の所掌事務の特例)

第五条の五 総合政策局技術安全課は、第五十条各号に掲げる事務の
ほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十五条に規定す
る管理業務が終了する日又は同条に規定する業務の実績に関する評
価が終了する日のいずれか遅い日までの間、独立行政法人宇宙航空
研究開発機構の行う業務に関する事務をつかさどる。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則 (削る)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(交通関係研究所分科会の所掌事務についての読替え)</p> <p>第三条 交通関係研究所分科会の所掌事務については、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十五条に規定する管理業務が終了する日又は同条に規定する業務の実績に関する評価が終了する日のいずれか遅い日までの間、第五条第一項の表交通関係研究所分科会の項中「及び独立行政法人電子航法研究所」とあるのは、「、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構」とする。</p>

